

第十二号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

5 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「勤務時間申告職員」という。）については、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十分とする正規の勤務時間を、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第三条第二項中「職員」の下に「又は勤務時間申告職員」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務時間申告職員については、当該職員の申告により、暦日を単位として月曜日から金曜日までの日において、正規の勤務時間を割り振るものとする。

第四条第一項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」の下に「及び勤務時間申告職員」を加える。

第五条第二項中「除く。」の下に「並びに勤務時間申告職員（同条第二項の規定により、一日につき七時間四十五分の正規の勤務時間が割り振られている場

合を除く。）」を加える。

第十一条第一項中「職員」の下に「（勤務時間申告職員を除く。）」を加える。  
第十六条の三第一項中「をいう。」を「をいう。以下この項において同じ。」  
その他区規則で定める当該職員の子」に、「一部」を「全部又は一部」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

職員の柔軟な働き方を推進するため、フレックスタイム制を導入するとともに、子育て部分休暇の取得の対象となる子の範囲及び取得方法を拡大するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。